

## 大東ガスグループあんしんリフォーム工事保証約款

### (保証責任)

第1条 「大東ガスグループあんしんリフォーム工事保証書」(以下「保証書」という。)に記載の施工業者(以下「施工業者」という。)は、「大東ガスあんしんリフォーム工事保証約款」(以下「本保証約款」という。)に従い、本保証書記載の発注者(以下「お客様」という。)に対し、リフォーム工事を行った住宅(以下「当該住宅」という。)の工事を実施した部分(以下「保証対象工事実施部分」という。)において、契約不適合(瑕疵)となる場合は、当該住宅の保証対象工事実施部分の修補を行う責任を負う。

### (保証期間)

第2条 施工業者が保証責任を負う期間は、保証対象工事実施部分の工事が完了し、お客様に確認し承認していただいた後、発行する保証書記載の日から、別表「保証条項」の各号に定める期間とする。

なお、別表「保証条項」に定める保証期間以降の不具合等については、別途費用の請求をすることがある。

但し、当該住宅の保証対象工事実施部分の重大な契約不適合(瑕疵)に起因する責任は別表「保証条項」記載の保証期間の限りではない。

### (保証の範囲外項目)

第3条 施工業者は、次の各号に該当する場合は保証責任を負わない。

- 1 保証対象工事実施部分の工事の契約不適合(瑕疵)が施工業者の責めに帰することができない事由によるものであるとき
- 2 お客様の故意または重大な過失によるもの
- 3 地震もしくは噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」という。)が直接的または間接的な原因となって、当該住宅に火災、損壊、埋没、流出等の被害(以下「被害」という。)が生じた場合、または、この被害にかかわる損害(地震等により認識された契約不適合(瑕疵)によって当該住宅が滅失または損傷していない場合を除く。)
- 4 台風、暴風、暴風雨、旋風、竜巻、豪雨、洪水もしくはこれらに類似の自然現象または火災、落雷、爆発、騒じょう、労働争議等による偶然もしくは外来の事由
- 5 土地の沈下・隆起・移動・軟弱化・土砂崩れ、土砂の流入・流出または土地造成工事の契約不適合(瑕疵)

- 6 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の行動によって、全国または一部の地区において平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。）
- 7 当該住宅の虫食い・ねずみ食いまたは当該住宅の性質・材質による結露または契約不適合（瑕疵）によらない当該住宅の自然の消耗・摩滅・さび・かび・むれ・腐敗・変質・変色・その他類似の事由
- 8 保証対象工事実施部分の工事の契約不適合（瑕疵）に起因して生じた、当該住宅に居住する者等の傷害・疾病・後遺障害・死亡（以下「身体の障害」という。）
- 9 保証対象工事実施部分の工事の契約不適合（瑕疵）に起因して生じた、当該住宅以外の財産の滅失もしくは毀損（以下「財物の損壊」という。）または当該住宅その他財物の使用の障害
- 10 保証対象工事実施部分の工事に伴い設置、更新または修繕された機器、器具または設備自体の不具合（ただし、施工業者による施工または組立て上の契約不適合（瑕疵）による場合はこの限りではない。）
- 11 当該住宅の著しい不適正使用または不適切な維持管理（定期的に必要とされる計画修繕を怠った場合は、著しく不適切な維持管理がなされたものとみなす。）
- 12 施工業者がその材料または指図が不相当であることを指摘したにもかかわらず、お客様が採用させた設計・施工方法もしくはお客様から提供された資材等の契約不適合（瑕疵）、またはお客様等施工業者以外の者が行った施工の契約不適合（瑕疵）等の施工業者以外の者の責に帰すべき事由
- 13 保証期間開始後の増築・改築・修補の工事または設備機器等の取り付け取り外しの工事またはそれらの工事部分に生じた事由
- 14 保証対象工事実施部分の工事において実用化されていた技術では予防することが夫可能な現象または原因で生じた事由
- 15 保証対象工事実施部分の工事における建材または内外装の色、柄または色調の選択（塗装作業における塗料の色の選択を含む。）の誤り
- 16 保証対象工事実施部分以外の契約不適合（瑕疵）に起因する事由

（不具合の通知）

第4条 お客様は、保証対象工事実施部分の工事における不具合を発見した場合は、1年以内に施工業者に通知しなければならない。不具合の通知が発見から1年を越えた場合およびこれにより損害が拡大した場合には、施工業者は保証責任を負わない。

(その他)

第5条 この保証約款に定めのない事項については、お客様との間で締結したリフォーム工事請負契約および日本国の法令に準拠するものとする。

(施行日)

第5条 この保証約款は、2020年4月1日以降に請け負ったリフォーム工事について適用する。